

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業 事業計画書

令和5年3月24日

神奈川県開成町

目次

応募団体の概要	3
応募団体の名称	3
代表者氏名	3
担当者名（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・Eメールアドレス）	3
応募団体におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等	3
事業の実施計画	4
実証事業の実施概要	4
本事業で取り組む困難の類型（虐待、貧困、不登校、いじめ、ヤングケアラー等）	9
2-1(3)項のうち、どのケースを検証するのか	9
参加関係者の体制、役割等がわかる全体像（総括管理主体、データの保有・管理主体、分析主体、活用主体の体制、支援につなげる体制など）	10
実証事業で連携するデータ項目	11
実証事業で連携するデータの取得方法及び管理方法	11
実証事業で連携するデータ共有の流れと個人情報の適正な取扱い（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方）	12
実証事業で使用するシステム等の構成図	13
実証事業で連携するシステム開発・運用事業者並びに支援団体等（以下、「参画事業者等」という。）、関係機関（医療機関、学校、民間の各種団体等の支援機関等。）	14
発見したこどもや家庭について、支援の必要性を判断し、適切な支援方策を検討するための方法や体制の具体例	15
支援が必要であると判断したこどもや家庭に対し、想定される支援方策の具体例・上記の支援方策の担い手となる機関・団体・専門職等の名称やそれぞれの役割について	16
検証項目に係る検証方法	16
実証事業で発生、取得した財産等の帰属先(事前に参画事業者等と整理すること)	17
令和6年度の実証事業計画（予定）	17
3-3項を参照し本事業に必要な経費の一覧	18

応募団体の概要

応募団体の名称

神奈川県開成町

代表者氏名

開成町長 府川 裕一

担当部署

開成町子育て健康課子ども育成班

応募団体におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等

◆こどもに関する各種計画

- 第五次開成町総合計画後期基本計画¹
- 開成町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/div/kikaku/pdf/sousei/sousei-vision2020.pdf>
- 第2期開成町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）
<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/div/kikaku/pdf/sousei/sousei-plan2020.pdf>
- 第二期 開成町子ども・子育て支援事業計画
<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/div/kosodate/pdf/keikaku/R2shienjigyouseikeikaku.pdf>
- 第3次開成町教育振興基本計画（2019年度～2024年度）
<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/div/kyoiku/pdf/keikaku/h31keikaku.pdf>

◆組織体制と、本町が目指す子ども家庭相談・子ども家庭支援

本町では、令和2年5月の組織再編において、児童福祉分野を担当する「子ども育成班」と母子保健分野を担当する「健康づくり班」の2班で構成する「子育て健康課」を新設した。

母子保健分野を担当する「健康づくり班」では、平成29年4月に設置した「子育て世代包括支援センター」を所管しており、児童福祉分野を担当する「子ども育成班」では、令和4年4月に「子ども家庭総合支援拠点」を設置した。

こども政策を強力に推進するための「こども家庭庁」の設置や子育て世帯支援の一元化を図るための「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体化による「こども家庭センター」の設置努力義務化を見据え、本町では、令和4年4月に「こども政策担当課長²」を新設し、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が連携し、こども・家庭への支援を開始している。

また、子ども家庭総合支援拠点の設置を契機に、これまで要保護児童対策地域協議会等を活用しながら実施してきた気になる家庭等への支援の取組に加え、各支援機関との更なる連携強化やプッシュ型支援の実施を目指している。

現在は、各機関から提供された情報や健康診断の結果等の情報、来庁・電話相談を端緒に、ケースワークを担う専門職の知見や感覚をもとに、こども・家庭の支援を行っている状況にある。

ケースワークを担う専門職の個人的な資質に頼らないリスクアセスメントや誰一人取り残さず抜け落ちることのない支援、妊娠から大人になるまで切れ目ない支援を実現するため、本実証事業により、各部署（各機関）が保有するこどもに関するデータの連携による「こども見守り共有データベース」と「リスク判定システム」の構築を図ることとしたい。

¹ 資料 1-1 第五次開成町総合計画後期基本計画概要①、資料 1-2 第五次開成町総合計画後期基本計画概要②

² 資料 2 開成町行政機構図（令和4年10月1日現在）

◆システム現況

基幹系システム（住民記録、子育て支援、児童手当、学童保育、医療費助成、教育、健康情報、障害福祉・福祉相談等）については、神奈川県内 14 町村で組織する神奈川県町村情報システム共同事業組合により共同化した町村情報システムを利用している。今後町村会への実証検証内容を情報共有し、横展開することにより町村会内でのデータ利活用に向けた取り組みを目指していきたい。

事業の実施計画

実証事業の実施概要

◆背景・目的

本町は、人口が増加しており、令和 2 年国勢調査では、総人口に占める 0 歳から 14 歳までの人口（年少人口）の割合は、14.8%で県内市町村の中で 1 位となっているが、人口の増加とともに、要保護・要支援児童、虐待相談通告件数も増加している状況にある。また、要保護・要支援児童だけではなく、産科病院から情報提供されるハイリスク妊婦も増加しており、妊娠期から長期的な支援を必要としている子育て世帯が増加している。

このような状況において、ケースワークを担う保健師や社会福祉士の業務負担が増すとともに、ケースワークの質の確保、相談内容の複合化による庁内関係機関の情報の連携など様々な課題を抱えている。

町では、各課や所属機関がこどもの育ちに関する情報を個別に保有している。就学前においては、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点などがこども・家庭の情報を詳しく把握しているが、就学後にそれらの情報を引き継ぐ仕組みがない。

現在、相談記録等を管理している基幹系システムでは、各機関の相談記録を住民基本台帳に紐づけて各課から入力しているが、そこに関わる支援や記録などを「こども」を軸として閲覧できるものはなく、複数のソフトを使用しながらこどもごとの支援を管理している。

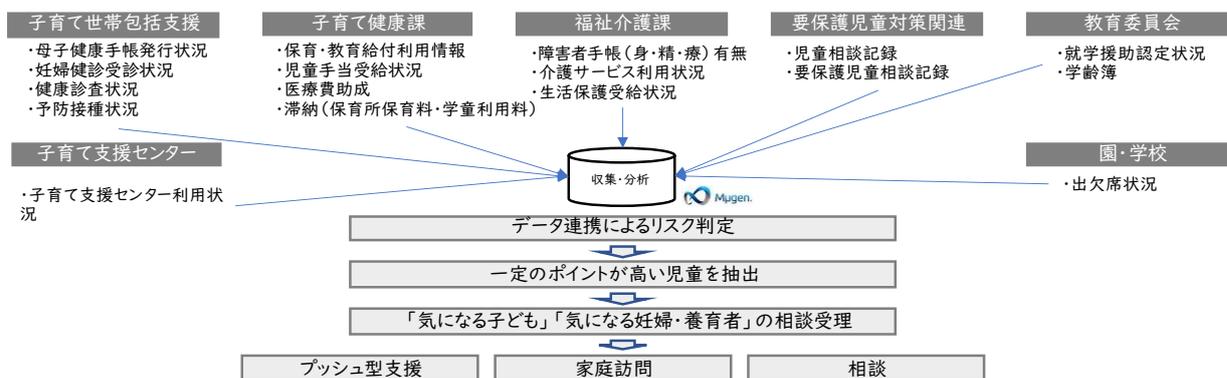
小さい町の強みとして、こども一人ひとり、各家庭に対して妊娠期からアプローチし、丁寧に伴走支援していくことができる。そのうえで、各家庭が抱える問題を、行政等が保有するこどもに関するデータを連携することで、家庭の要支援リスクを判定、分析・可視化し、支援家庭の早期発見、早期支援につなげ、年齢や所属による切れ目のない支援を目指す。

◆データ連携の概要

各家庭が抱える問題を、行政等が保有するこどもに関するデータを連携することで、家庭の要支援リスクを判定、分析・可視化し、支援家庭の早期発見、早期支援につなげる。

また、「こども家庭庁」が発足し、母子保健と児童福祉を一元化した「こども家庭センター」の令和 6 年 4 月 自治体設置を見据え、上記リスク判定等をシステム化した「(仮称) 開成町こども見守りシステム」の導入に向けた実証を行う。(図表 1 参照)

図表 1 データ連携の概要



◆「開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業」の計画・推進

本町では、以下を実現するため、「開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業」を計画・推進している。

- ・ 子ども家庭総合支援拠点を核として、各部署（各機関）が保有するこどもに関するデータを連携し、リスク判定、支援やリスクの分析・可視化をシステム化した「（仮称）開成町こども見守りシステム」を構築する。
- ・ 「（仮称）開成町こども見守りシステム」において、分析ツール等による情報の整理・分析を行い、ハイリスクとなる可能性のあるこどもを事前予測し、ケースワーカー、保健師、スクールソーシャルワーカー等による早期の適切な支援を目指す。
- ・ リスク予測を踏まえ、重篤な事象が発生する前に予兆を捉え、予防的にプッシュ型の支援を実現する。

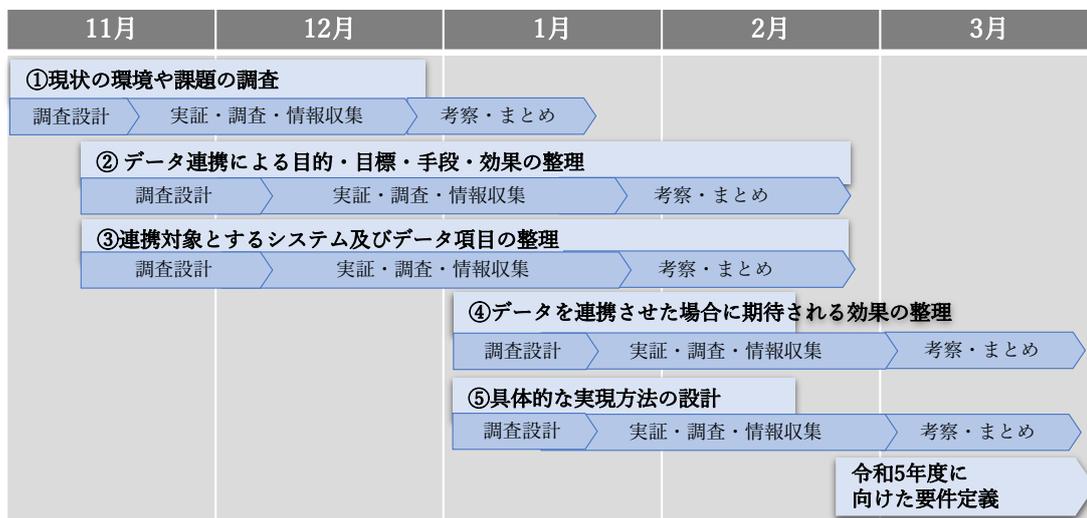
「（仮称）開成町こども見守りシステム」については、令和6年度に本稼働することを目指して、令和4年度に調査、令和5年度に構築を予定している。（図表2 参照）

図表2 開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業

年度	主な業務内容
令和4年度 調査	①現状調査 ②各システム及びデータ連携をすることの目的・目標・手段・効果の整理 ③連携対象とするシステム及びデータ項目の整理 ④データを連携させた場合に期待される効果の整理 ⑤見守りシステム導入に向けた具体的な実現方法の設計
令和5年度 構築	①「（仮称）開成町こども見守りシステム」構築及び開発 ②分析・可視化 BI ツールの設計・実証検証 ③「（仮称）開成町こども見守りシステム」仮稼働 ④説明会、研修会の計画・実施
令和6年度 本稼働	①運用支援・保守 ②評価・見直し

令和4年度は、町や各機関が保有するこどもに関するデータを扱う各システム及びデータの現状を調査し、それらを連携する目的・目標・手段・効果の整理や、連携対象とするシステム及びデータ項目の整理、データを連携させた場合に期待される効果の整理、見守りシステム導入への具体的な実現方法の設計を行った。（図表3 参照）

図表3 開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業 令和4年度のスケジュール



令和5年度は令和4年度に調査・設計した内容に基づき、「(仮称)開成町こども見守りシステム」構築及び開発を行う予定であり、データの見える化を行い、検証モデルとアラート条件の設計を行う。また、予測分析するために、公的サービス等による支援を十分に受けていないこども・家庭の中から、アラート条件に該当する可能性がある対象を予測して抽出・検証し、検証モデルを検討する。また、10月以降には職員への説明会・研修会を行い実際に利用しながら評価・改善をして創り上げていくことを想定している。(図表4参照)

図表4 開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業 令和5年度のスケジュール

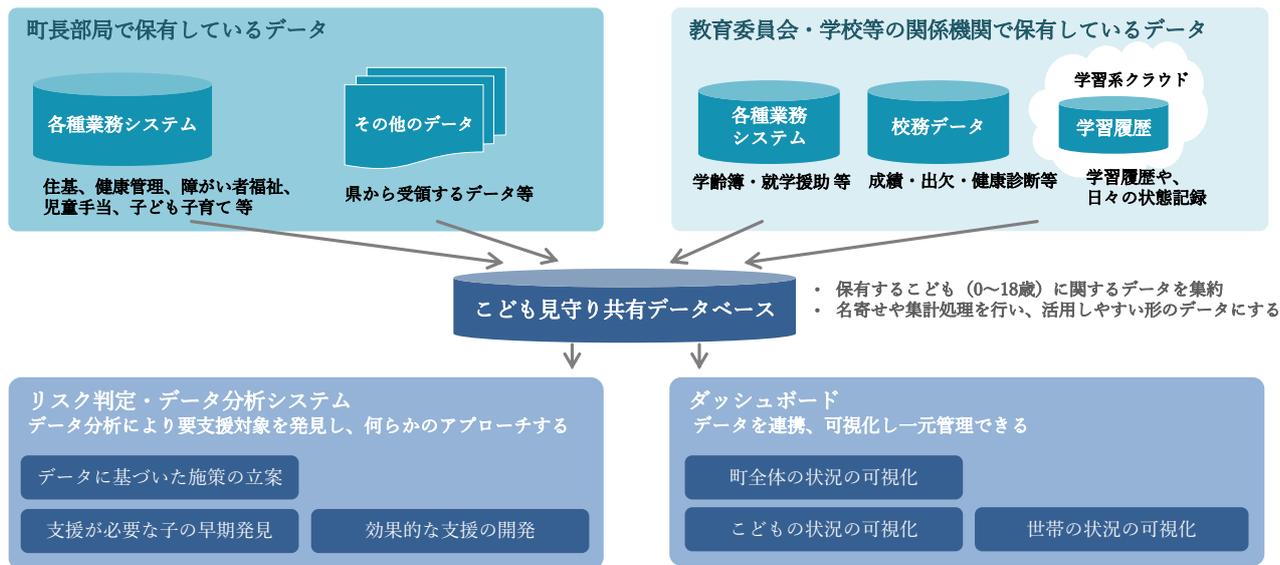
	4-5月	6-7月	8-9月	10-11月	12-1月	2-3月
システム面	「(仮称)開成町こども見守りシステム」構築・開発 各システムからのデータ抽出・変換及びデータ連携の仕組みを構築する 分析・可視化BIツールの設計・検証 データを可視化し、リスク判定ルールやデータ分析結果を検証する			見つかった課題・改善点への対応 実証検証 仮稼働		
体制面			運用体制・運用ルールの整備 ●説明会・研修会		運用 ●説明会・研修会	

◆「(仮称)開成町こども見守りシステム」の概要

「(仮称)開成町こども見守りシステム」は、以下3つの機能を持つことを想定する。(図表5参照)

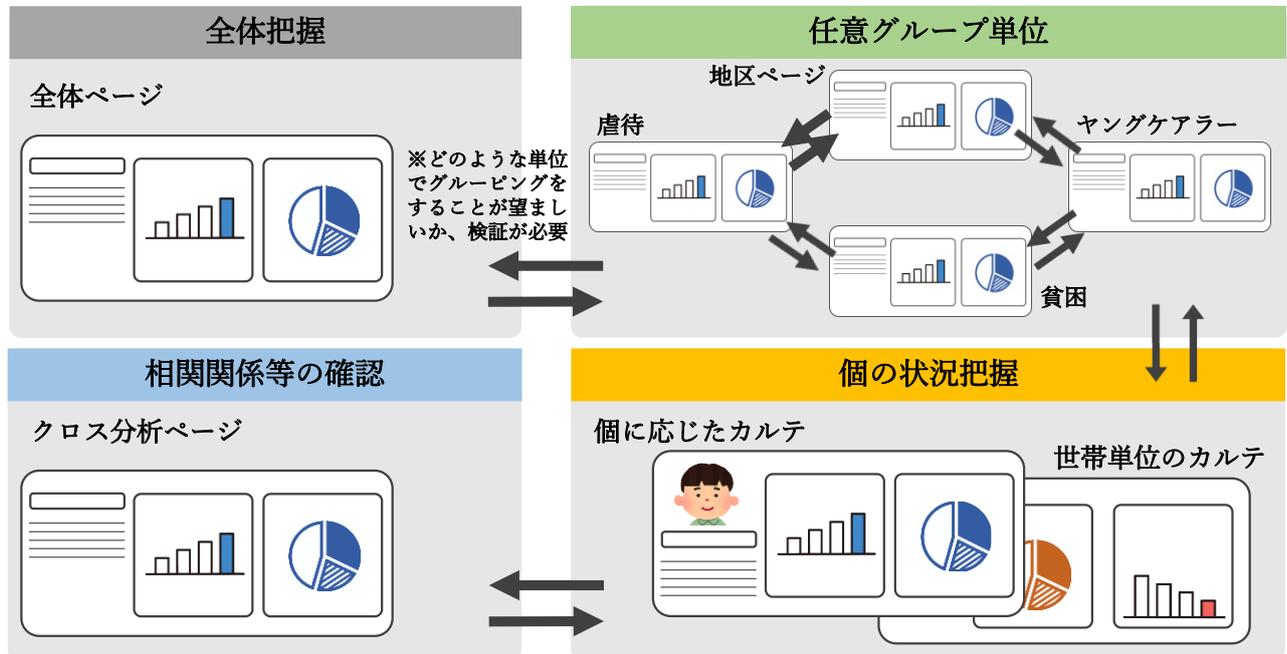
- ・ 関係機関で保有している様々なデータを集約し活用しやすい形にまとめる「こども見守り共有データベース」機能
- ・ 連携されたデータを可視化する「ダッシュボード」機能
- ・ 様々なデータをかけ合わせて顕在化されていない課題(ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり等)の早期発見や施策立案に活用する「リスク判定・データ分析」機能

図表5 「(仮称)開成町こども見守りシステム」の概要



「ダッシュボード」機能は、全体の把握から、任意のグループ単位、個人の傾向、相関が確認できるようなダッシュボードを想定している。それぞれにアクセス権を設定することで、個人情報保護・セキュリティ要件に合わせたダッシュボードを構築する。(図表6 参照)

図表6 「(仮称)開成町こども見守りシステム」ダッシュボード機能の概要



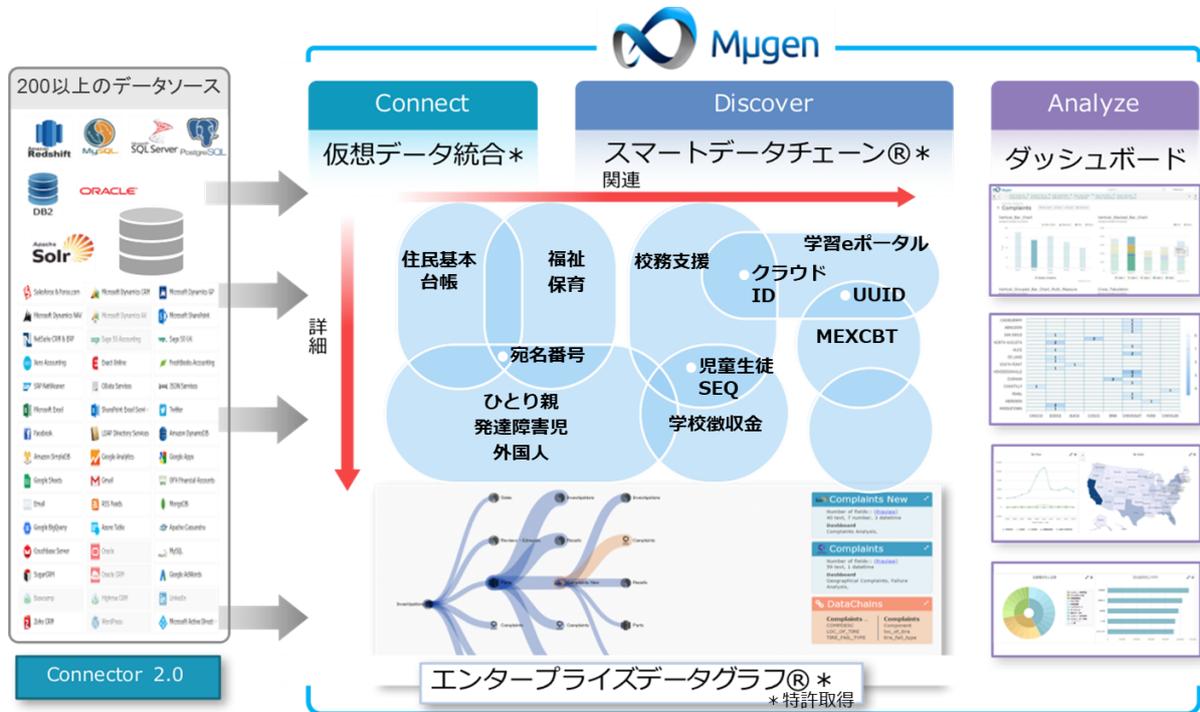
「リスク判定・データ分析」機能は、まずはデータの条件ごとに、判定のルールを決め、それらの結果を組み合わせることで、総合的に分析を行うことを想定している。判定の条件や配点は、各種調査研究等の内容を調査し、検証を重ねて創り上げる。(図表7 参照)

図表7 「(仮称)開成町こども見守りシステム」リスク判定・データ分析機能の概要

データ条件	活用するデータ	各データの判別①	中分類の判別②	総合判別③	
(a-1)ひとり親家庭	ひとり親医療費助成情報	ありの場合[1]	親の状況	最大値+加算方式 (a-1)の最大値+(a-2)	加算方式+組み合わせ方式 (a)+(b)+(c)が0の場合は対象外 (a)+(b)+(c)が1以上の場合は、 (d)を加算 上記が1以上の場合は、ヤング ケアラーの可能性はあるが、支 援が届いていない可能性があり
	児童扶養手当受給資格	ありの場合[1]			
	世帯構成情報	ひとり親の場合[1] ただし、上記の受給を受けていない場合[0]			
(a-2)親が障害者手帳有り	障害者手帳情報	障害者手帳を持っている場合[1]	兄弟の状況	加算方式 (b-1)+(b-2)	
(b-1)弟が保育園に在籍	子ども子育て支援情報	保育園に通っている場合[1]			
(b-2)弟が障がい者福祉サービス受給 兄弟の発達に偏りあり	障がい者福祉サービス 受給記録	受給記録がある場合[2]	本人の状況	加算方式 (c)	
(c)最近、本人の遅刻が多い	出欠記録：回数 (校務支援システム)	1ヶ月の遅刻回数が□回以上の場合[1]	支援の状況	組み合わせ方式 (d)のいずれも[1]でない 場合、[10]	
	出欠記録：変化 (校務支援システム)	先月と比較して、□回以上増えている場合[1]			
(d)どこにも相談には来ていない	相談記録 (ひとり親相談)	相談記録ありの場合[1]			
	相談記録 (子育て総合相談システム)	相談記録ありの場合[1]			
	保健室入室記録 (校務支援システム(保健))	相談記録ありの場合[1]			
	SSC/SWへの相談記録	相談記録ありの場合[1]			

また、「(仮称)開成町こども見守りシステム」の設計・構築には、DX 推進ツール「Mugen」(https://smartinight.jp/mugen/about_mugen) を利用する。「Mugen」の特徴は以下の通りで、データ準備・見える化・高度データ分析の全体をカバーできる製品であるため、データを追加・修正した上で、見える化、高度データ分析の繰り返しをできるだけ短期間に低コストで効率よく実施できる。(図表 8 参照)

図表 8 「Mugen」とは

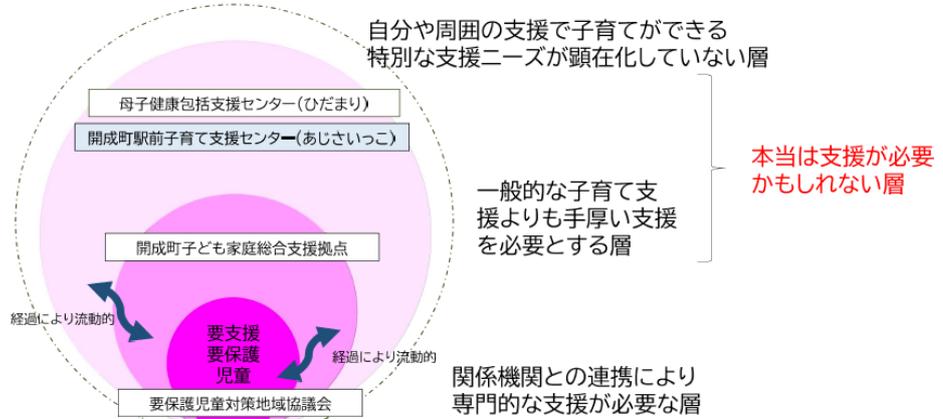


1. 構造化データやビッグデータ活用及び分析という BI 機能に加えて、非構造化データであるテキストデータを対象にした文書検索、テキストマイニング機能、自然言語理解機能などと組み合わせるあらゆるデジタルデータをダッシュボードに表示して活用できることがユニークな特徴である。
2. 200 種類以上のデータソースに対応しており、組織内にある多様なシステムにあるデータを一元的に収集することができる。また収集された多様なデータ間の関連性を自動的に発見し探索できるようにする仮想データ統合技術により、異なるシステム内に留まっていたデータを統合的に「見える化」することがスムーズにかつ容易に実現することができる。
(※)各種 Data Base、Microsoft Sharepoint、 File Server、Sales Force、・・・
3. 可視化されたダッシュボード間を連携して関連データを探索する、データチェーン機能が用意されており多様なデータを連続的に検索・可視化などが実現できる。
4. 可視化され「見える化」されたデータをそのまま、統計解析言語である R を利用した高度な解析を実現することができ、これによって予測・分類などの業務を行い、さらに分析を自動化することが可能になる。
5. 分析されたデータに変更があった場合にはアラート機能により変化が通知され、即時に知ることができる。
6. 導入企業はトヨタ自動車をはじめとして、本田技術研究所、ヤマハ発動機、デンソーなど製造業をはじめとして中外製薬、オムロンヘルスケア、シミックホールディングスなどヘルスケア分野などの大手企業への導入実績がある。また渋谷区スマートスクール実証事業にて採用され、一人一台端末利用状況や校務・教務情報を仮想データ統合したデータ活用ダッシュボードとして3年間利用された実績がある。

本事業で取り組む困難の類型（虐待、貧困、不登校、いじめ、ヤングケアラー等）

本事業で取り組む困難の類型は、「ヤングケアラー」「貧困」「虐待」「引きこもり」「産後うつ」「発達障がい」等を想定している。支援対象者の範囲の考え方は、**図表9**参照。

図表9 開成町支援対象者の範囲



妊産婦・保護者の状態像別に見た関わり例

	妊産婦・保護者の状態像の例	関りの視点	支援の内容	
リスク1	自分や周囲の支援で子育てができる特別な支援ニーズが顕在化していない層	育てる力(セルフケア能力)の維持・向上 問題の発生予防	母子保健、子育て支援、子育て支援センターなどに関する情報の提供、相談対応	継続的な状況把握によるニーズの早期発見・予防的な関り＝プッシュ型支援
リスク2	一般的な子育て支援よりも手厚い支援を必要とする層	早期発見・早期対応	母子保健、子育て支援、子育て支援センターなどに関する情報の提供、相談対応、マネジメント	
リスク3	より密な状況把握と支援・関係者のマネジメントが必要		子ども家庭総合支援拠点など関係機関による密な状況の把握、調整、ソーシャルワーク	関係機関への連絡・調整による専門的な支援の提供
リスク4	関係機関との連携により専門的な支援が必要な層	子どもの安全確保、治療、再発予防	要保護児童対策協議会をはじめ児童相談所や警察など関係機関との連携、在宅支援	

2-1(3)項のうち、どのケースを検証するのか

本町は、以下のケースを検証する。

- データ連携により潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握する取組【前段の取組】
 - A) 虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーに係る困難の類型について、地方公共団体部局間のデータ連携に取り組む。
 - B) 虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー以外の困難の類型（例：貧困、高校中退、非行、引きこもり、産後うつ、発達障がい等）について、地方公共団体部局間のデータ連携に取り組む。
- データ連携による絞り込みの結果を踏まえて、支援につなぐ取組【後段の取組】
 - D) データ連携による絞り込みの結果を踏まえて、当該のこどもや家庭への支援の必要性を精査したうえで、地方公共団体内の組織や機関（児童福祉部局、市区町村子ども家庭総合支援拠点、学校、教育委員会等）において適切な支援方策を検討し、必要な対応を行う。

参加関係者の体制、役割等がわかる全体像（総括管理主体、データの保有・管理主体、分析主体、活用主体の体制、支援につなげる体制など）

本事業においても、別紙「資料3 開成町子ども関係機関連携体制³」の体制で推進する。デジタル庁「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」を踏まえたそれぞれの役割等は、**図表 10 参照**。

図表 10 本事業における体制・役割

主体名	対応する部署等	役割
総括管理主体	子育て健康課子ども育成班	各担当部局からのデータを組み合わせてアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局
保有・管理主体	子育て健康課子ども育成班 子育て健康課健康づくり班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
分析主体	子育て健康課子ども育成班 分析を担当する事業者	データを分析して総括管理主体が困難な状況にあるこどもを把握するためのアルゴリズム等を作成する
活用主体	子育て健康課子ども育成班 子育て健康課健康づくり班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	データの提供を受け、人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる

³ 資料3 開成町子ども関係機関連携体制

実証事業で連携するデータ共有の流れと個人情報の適正な取扱い（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方）

① 基本的な考え方

こどもに関する各種データの連携においては、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。これまでは開成町個人情報保護条例を遵守するとともに、収集と利用については個人情報保護審議会の審議を経て行っていたが、令和5年（2023年）4月から適用される個人情報保護法と、新たに定めた「開成町個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づく運用について検討を行っていく。

具体的な検討内容については、デジタル庁「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」に基づき、以下を想定している。

(ア)個人情報の利用目的の特定

こどもデータ連携を行う場合に、扱う情報項目に応じて、取り扱う主体、取得方法、取扱い方法や目的、取り扱う必要性、安全管理措置の状況等について整理する。

(イ)個人情報の目的外利用の整理

(ア)で利用目的を特定したとしても、既に別の利用目的を特定して保有している個人情報は目的外利用の整理が必要になる。臨時的であること、事務に必要な限度であること、相当の理由があること、権利利益を不当に侵害することがないことを整理する。

(ウ)安全管理措置

組織的安全管理措置（扱う担当課室の特定等）、人的安全管理措置（研修の実施等）、物理的安全管理措置（入退室記録や制限）、技術的安全管理措置（システムのアクセスコントロール等）を講じる必要がある。

(エ)個人情報ファイル簿

利用目的に応じた個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、(ア)(イ)を踏まえて、作成する。

(オ)住民への周知

(エ)と合わせて、住民等が自己の個人情報の利用目的について認識できるよう利用目的の公表（HP上の公表）や住民説明等を検討する。

(カ)プライバシー保護等も含めたデータガバナンス体制の構築

プライバシー影響評価（PIA）や、プライバシー保護責任者を設置すること等によるデータガバナンス体制の構築を検討する。

② 共有方法

収集したデータは、分析主体の担当する事業者及び組織のみ閲覧可能とする。連携事業者とは、個人情報（特定個人情報含む）を扱う場合の業務委託契約締結時に準じた適切な秘密保持契約を取り交わし業務に従事させる。共有にあたっては、マイナンバー利用事務系ネットワーク上に決められた端末に個人ごとにアクセス権限を付与し共有する。

③ アクセスコントロール

マイナンバー利用事務系ネットワークにアクセスのできる本事業の従事者に限る。

実証事業で使用するシステム等の構成図

本事業で連携対象としているシステムのほとんどが、マイナンバー利用事務系ネットワークに配置されており、マイナンバー利用事務系ネットワークに配置されているほぼすべてのシステムは、住基システムの情報を参照可能である。その他には、校務支援システムが校務系ネットワークに配置され、子育て支援センターシステムと Excel（虐待通告状況、生活保護受給状況、就学援助認定状況）はスタンドアロン環境である。（図表 12 参照）

図表 12 使用するシステム等の構成図



「(仮称) 開成町こども見守りシステム」は、マイナンバー利用事務系ネットワークに配置する。システムから出力されたデータの連携を行うための ID は、個人は基本コード(宛名番号)、世帯は世帯コードとする。当該項目を保持していないデータについては、基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)を用いて突合する。また、システム等に登録されていない情報でも、関係機関から報告を受けた情報や、来庁時等に気になった情報は「見守り情報」として入力できるようにする。

実証事業で連携するシステム開発・運用事業者並びに支援団体等（以下、「参画事業者等」という。）、関係機関（医療機関、学校、民間の各種団体等の支援機関等。）

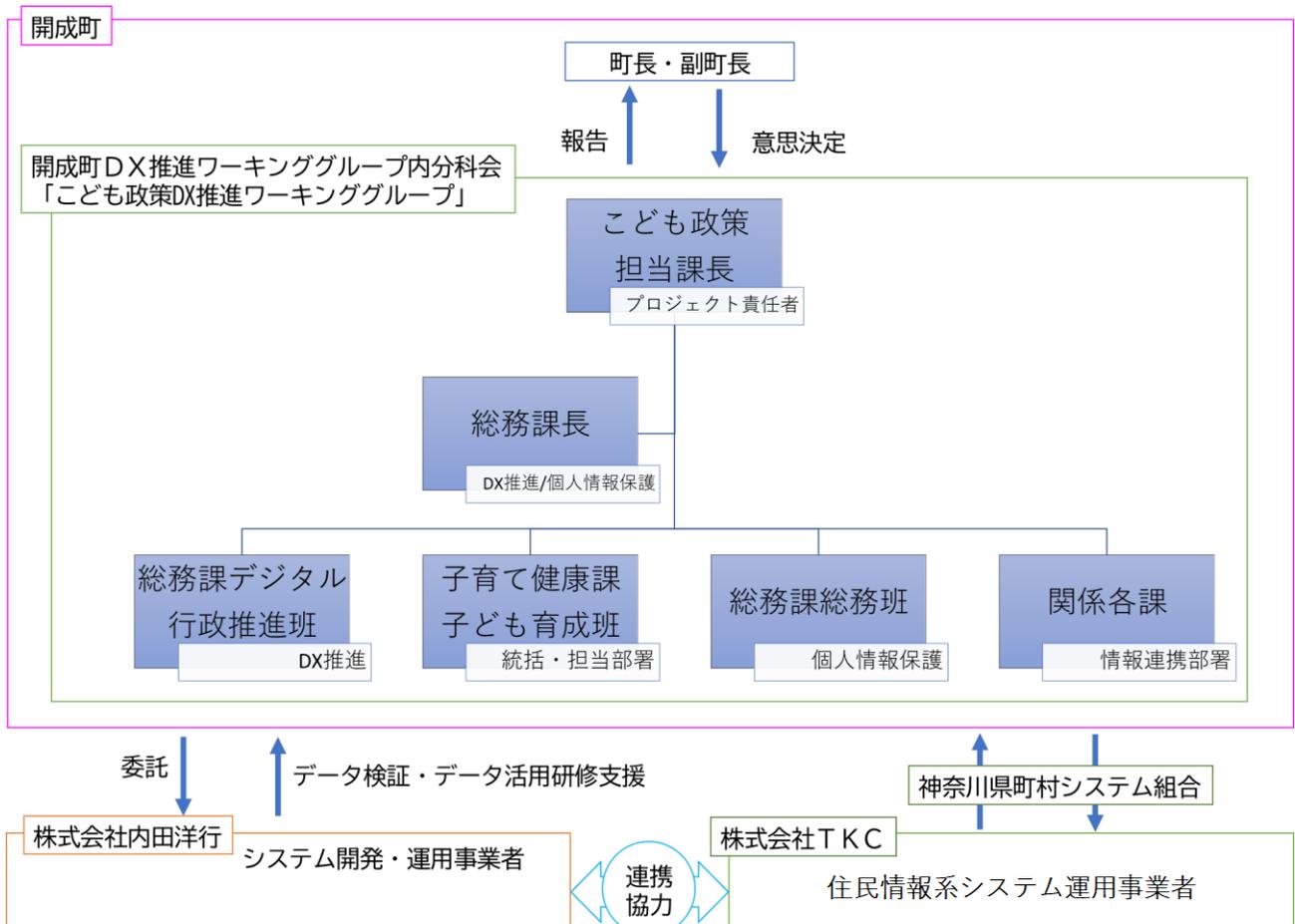
本事業の円滑な実施及び推進のための本町の体制として、開成町 DX 推進ワーキンググループ⁶内分科会「こども政策 DX 推進ワーキンググループ」を設置する。「こども政策推進ワーキンググループ」は、データ連携する部署で構成し、関係機関間との調整及び合議による意思決定を図る。また、各工程における体制、役割、責任を明確にし、業務および、成果の品質向上に努める。業務の実施においては、関連業務を専門とする各部門を責任、担当者とする。（図表 13 参照）

連携事業者としては、以下の 2 社を想定している

- ・ システム開発・運用事業者
株式会社内田洋行 (<https://www.uchida.co.jp/>)
- ・ 基幹系システム運用事業者
株式会社 TKC (<https://www.tkc.jp/>)

神奈川県内 14 町村で組織する神奈川県町村情報システム共同事業組合では、基幹系システム（住民記録、子育て支援、児童手当、学童保育、医療費助成、教育、健康情報、障害福祉、福祉相談等）については株式会社 TKC のシステムを共同利用している。

図表 13 本事業の実施体制図



⁶ 資料 6 開成町 DX 推進計画

発見したこどもや家庭について、支援の必要性を判断し、適切な支援方策を検討するための方法や体制の具体例

子ども家庭総合支援拠点が主体となり子育て世代包括支援センターと毎月開催する庁内ネットワーク会議で、リスクの高い家庭について児童相談の一つとして受理し、カンファレンスを実施、保健師、ケースワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）、助産師、保育士等が役割分担し支援の検討を行う。

妊婦及び未就学児においては、上記庁内カンファレンス後、毎月実施している「開成町駅前子育て支援センター」とのカンファレンスにおいても情報共有し、センターの行う利用者支援事業において相談員と町が役割分担し、該当世帯へ支援を検討する。

就学児においては、上記庁内カンファレンス後、毎月実施している教育委員会事務局及びスクールカウンセラーとのカンファレンスにおいて情報共有し、学校、スクールカウンセラー、指導主事、町が役割分担し、該当世帯へ支援を検討する。

図表 14 子ども家庭相談の流れ



支援が必要であると判断したこどもや家庭に対し、想定される支援方策の具体例・上記の支援方策の担い手となる機関・団体・専門職等の名称やそれぞれの役割について

子ども家庭総合支援拠点（こども家庭支援員）が、各機関との連携や支援へのコーディネートを行う。

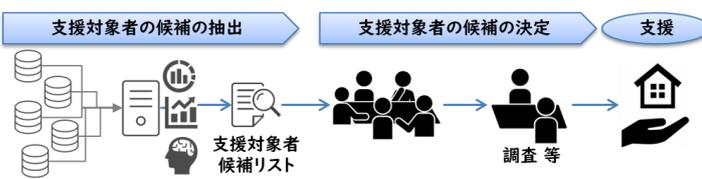
図表 15 想定される支援方策の具体例・支援方策の担い手となる機関や役割

類型	連携機関・専門職 (支援内容検討・情報収集)	連携団体 (見守り・相談実施)	支援方策 (プッシュ型支援と専門職によるアプローチ)
虐待	未就園児：保健師、助産師、保育士 就園児以上：所属機関 児童相談所	未就園児：子育て支援センター 就園児以上：所属機関	未就園児：健診での聞き取り、養育訪問事業 就園児以上：所属機関での見守り
貧困	福祉介護課福祉班 SW 県保健福祉事務所	就園児以上：所属機関 社会福祉協議会	社会資源へのソーシャルワーク
ひきこもり	学校教育課指導主事、適応指導教室、学校	就園児以上：所属機関	社会資源へのソーシャルワーク
ヤングケアラー	学校教育課指導主事、適応指導教室、学校	就園児以上：所属機関	社会資源へのソーシャルワーク
産後うつ	保健師、助産師、保育士	子育て支援センター	乳幼児全戸訪問、養育訪問事業、健診での聞き取り、産後ケア事業
発達障がい	保健師、保育士、福祉介護課福祉班 SW	放課後等デイサービス事業者	障害サービスへのソーシャルワーク

検証項目に係る検証方法

データ連携する部署と DX 担当（総務課 デジタル行政推進班）による庁内プロジェクトチームを設置し、連携するシステム運用事業者と検証を実施する。想定される検証項目の例は図表 16 参照。

図表 16 検証項目と検証方法

#	検証項目	検証方法
1	データ連携のためのシステム整備	本実証事業においては、月1回程度のデータ連携を想定したシステムを整備するが、連携タイミングを評価するとともに、よりリアルタイムに連携することが期待される場合のシステム構成の検討と、留意事項や課題を整理する
2	当該システムを活用した具体的な支援事業の施行及び課題抽出	<p>「(仮称)開成町こども見守りシステム」より抽出された支援対象の候補リストを関係者で確認し、調査等を行いながら実際に支援を行う対象者と具体的な支援策を決定することを想定する。</p>  <p>その中で、以下それぞれに該当するこどもに対して、実際に各種サービスに関する情報提供を行い、要不要を判断する</p> <p>① 公的サービス等の支援対象者の条件（所得等）に該当す</p>

#	検証項目	検証方法
		<p>ることが明らかであるにも関わらず、支援を受けていない</p> <p>② 支援対象に該当するこどもの特徴に類似するケースで、現在は公的サービス等の支援を受けていない</p> <p>①から情報連携(共有)の効果を評価し、②からデータ分析の検証モデルを評価する</p>
3	上記の成果・課題を踏まえた、他自治体への展開方策の検討	<p>同様の取り組みを行う自治体を増やしていけるよう、システム連携を実現するために検討が必要な取組課題をデジタル庁「こどもに関する各種データの連携に係る留意点(実証事業ガイドライン)」改訂版の章立てに従い、以下と設定し方策を検討する。</p> <p>① 業務の実施手順</p> <p>② 「利用データ項目」の選定</p> <p>③ データを取り扱う主体の整理・役割分担</p> <p>④ 個人情報の取り扱い等</p> <p>⑤ システム企画における留意点</p> <p>⑥ 事業実施にあたってのデータ準備等</p> <p>⑦ システムによる判定基準の設計と評価</p>

実証事業で発生、取得した財産等の帰属先(事前に参画事業者等と整理すること)

「令和4年度開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業」公募の際に、対象ソフトウェア提供により受託者から本町に納入された納入物品(以下成果物という)に関する著作権の帰属については、個別契約に別段の定めのない限り、以下のとおりとし、参画事業者と合意済である。

① 新規に作成された成果物

成果物のうち新規に作成された成果物の著作権については、受託者に帰属するが、受託者は町に対し、当該成果物について、町が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用(著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいい、以下同じ)を無償で許諾すること。

② 町または受託者が従前から有していた成果物

町または受託者が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ町または受託者に帰属する。この場合、町は受託者に対し、当該成果物について、町が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

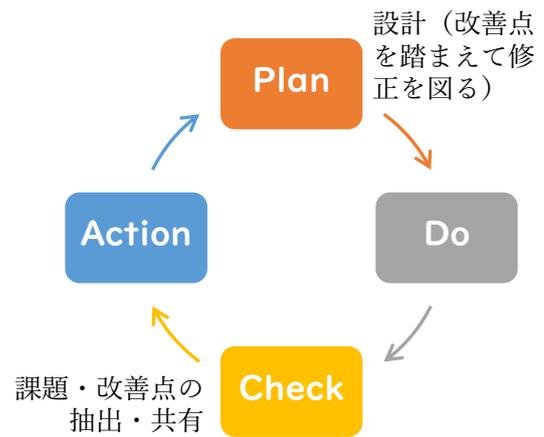
令和6年度の実証事業計画(予定)

令和6年度から「(仮称)開成町こども見守りシステム」を本稼働し、実業務の中で利用する予定であり、以下の通り年2回程度のシステム改修を想定した評価・見直しを行う。**図表17参照**

- ① 実データの状況等に応じて想定通りの結果が得られない可能性もあるため、新たな情報の追加も含めた継続的な評価・見直しを行う
- ② 運用との不一致や取り扱うデータ量の増大やレポートの表示内容・表示方法の変更などを踏まえたダッシュボード機能の修正を行う
- ③ 予測分析するために、公的サービス等による支援を十分に受けていないこども・家庭の中から、アラート条件に該当する可能性がある対象を予測して抽出・検証し、検証モデルの精度を上げる

図表 17 令和 6 年度の実証事業計画

月	スケジュール概要
4月	運用
5月	
6月	
7月	
8月	① 運用振り返り、ダッシュボード改訂
9月	改訂版 運用
10月	
11月	
12月	
1月	② 運用振り返り、ダッシュボード改訂
2月	
3月	



また、町内への転入世帯の多くが近隣からであることから、同様の取り組みを行う自治体を増やし、長期的展望としては、転出入後も、引き続きこども・家庭に関するデータが自治体間で引き継がれ、切れ目のない支援を受けられるような体制を整えていきたい。まずは令和 6 年度以降に、神奈川県町村会へ本事業の成果報告と提案を行うことを予定している。

3 - 3 項を参照し本事業に必要な経費の一覧

別紙「資料 7_費用内訳・予定額（令和 5 年度）」参照